

東京都震災復興検討会議第2回議事録

〔平成11年3月24日(水)(18:00～20:15)〕

都庁第一庁舎33階特別会議室S6〕

青山幹事
長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第2回東京都震災復興検討会議を開催いたします。

開会にあたりまして、委員の出席状況をご報告いたします。まだ何人かの委員の方がおみえになっておりませんが、ご欠席の連絡をいただいている委員は、今野浩一郎委員、岸井隆幸委員、冷水豊委員、橋本廸生委員の4名でございます。

つぎに、会議開催にあたり、東京都震災復興検討委員会の委員長である瀬田副知事からご挨拶をいたします。

瀬田副知
事

東京都震災復興検討委員会の委員長をしております、東京都副知事の瀬田でございます。あいにく、第1回の会議には、よんどころない用務のため出席できませんでしたので、ここであらためてご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様にはお忙しい中を、検討会議にお集まりいただきましてありがとうございます。前回の会議では、委員の皆様から震災復興について、貴重な多くのご意見をいただいたと事務局から聞いております。さて、東京都は、震災対策を都の最重要課題の一つとして位置づけ、事前の予防対策や応急・復旧対策に総力をあげて取り組んできたところです。さらに、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災後における長期的な視点に立った速やかな都市の復興と都民生活の復興の進め方についても、今のうちから検討し、準備しておくべきであるという考え方のもとに、震災復興マニュアルを策定したところです。また、昨年6月には庁内の震災復興体制を確固たるものとする、東京都震災復興本部の設置に関する条例を制定したほか、12月には復興本部の構成員や各局の役割等をより具体的に定めた規則を制定いたしました。

しかしながら、これで都の震災復興への取組が一段落したということではなく、今後も、不断の検討と継続的な見直しを行っていく取組が必要であると考えております。この震災復興検討会議は、都の震災復興検討委員会における検討に際し、各分野の皆様から都民の立場も踏まえた専門的見地からの幅広いご意見、ご助力をいただくために設けさせていただいたものでございます。

寄本座長をはじめ委員の皆様方の活発なご議論を期待いたしますとともに、忌憚のないご意見、ご助力をいただきますようお願い申し上げます、私のご挨拶といたします。

青山幹事
長

副知事は所用があつてここで退席させていただきます。

これからの会議の進行は、寄本座長をお願いいたします。寄本座長、よろしくをお願いいたします。

寄本座長

それではこれから、本日の議事に入りたいと思います。次第によりますと、議事は(1)報告事項と(2)議題に別れております。まず最初に(1)の報告事項から進めていきたいと思っております。これについては、事務局からいくつかの資料を用意していただいているので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
岡田特命
担当部長

それでは報告事項の1番目でございますが、資料1の前回第1回の震災復興検討会議におけるご意見を整理したものでございます。ごく簡単にご紹介いたしますと、検討会議について震災後の諮問会議との関係がどうなっているのかというご意見がありました。2のマニュアルについてでございますが、シミュレーションによるマニュアルの見直しですとかというご意見がございました。

あと、マニュアルを区市町村においても作成していただくよう都と区市町村の連携についてのご意見もございました。4の内容別事項といたしましては、被害想定を態様や規模の点から想定していくことが必要というご意見や情報ネットワークについてのご意見がございました。復興施策のあり方についても包括パッケージの提示や、復興過程での行政等の公的立場と住民等の民間との当事者としての調整の問題などのご意見もございました。それから、本日の議題となっております住宅復興に関連したご意見としては、震災前の政策課題がそのまま震災後の場合でも問題となるので、そういった復興のプログラムを準備しておく必要があるのではないかといったご意見のほか、被害の状況や仮設住宅などで区市町村や住民とも事前に協力して準備しておくべきというご意見がありました。そのほか、震災復興には、他の県やボランティア団体等の連携が必要となることから、普段からの日常的な連携や交流を図っておくというご意見がございました。以上、簡単でございますが前回での委員の方々からいただきましたご意見を整理したものをご紹介いたしました。

事務局
林防災都
市づくり
推進担当
部長

引き続き、資料2の平成10年度都市復興マニュアルに基づく模擬訓練についてご報告いたします。前回の検討会議でもご説明いたしましたが、模擬訓練の目的といたしましては資料にもあるとおり、マニュアルを実効性のあるものとしていくためには、実際にマニュアルを使用した訓練を行うことが重要であることから、都市復興マニュアルに基づく模擬訓練を実施していくものでございます。目的を要約いたしますと、まず第一に、都区職員の都市復興に対する習熟を図ること、第二に、訓練の過程を通してマニュアルの実効性を検証すること、第三に、都市復興時の行政職員の行動について都民及び都市復興関係者に周知すること、でございます。次の2ページ目をお開きください。この図は都市復興の計画策定の模擬訓練についてその位置づけを表したものでございます。今回の模擬訓練の対象とした部分は、震災が発生してから、1週間程度に震災復興本部が設置され、都市復興を行うために都市復興計画策定本部が設置されるところから、2か月程度までの間の期間を対象にいたしました。内容としては都市復興基本方針の策定から区市町の都市復興基本計画骨子案の策定までの部分でございます。3ページは下にその期間を設定し、上半分が実際に模

擬訓練として割り振りをした時間配分でございます。5ページをご覧ください。これは、訓練に参加いただいた区の職員及び都市計画局職員からの意見と今後の課題をまとめたものでございます。意見としては、資料にありますように、模擬訓練を通してマニュアルの手順が概ね理解できた、訓練を通じて都市復興の体制づくりが大変であることを実感した、災害発生から2か月間の作業を1日に凝縮したので作業の流れが不明になってしまった、などの意見が出されました。

2の今後の模擬訓練の課題としては、訓練参加団体を拡大していくことや、一つひとつのプロセスを掘り下げた訓練の実施が必要であること、具体的には、被害状況調査の訓練を実施することや住宅復興と連携した仮設市街地づくりのシミュレーションを実施することなどが必要ではないかと考えます。

3のその他ですが、GISの活用についての検討や被災後2週間ぐらいの初期段階における被害時を想定した都と区市町間との情報伝達の方法についても検討が必要であると考えます。以上大まかな説明ですが模擬訓練の結果についてご報告いたしました。

寄本座長 ありがとうございます。只今、第1回検討会議の意見の整理と模擬訓練の結果について事務局からご報告をいただきました。どうぞ、2点についてご質問等がありましたらお願いいたします。

高橋委員 いま説明いただいて模擬訓練の結果が分かって良かったんですが、3ページのフローチャートを見させてもらうと、一つのイベントが15分とか20分とか、長いのも1時間半程度で、実際は2か月位に延びるのですが、大変短い。当然、訓練ということから時間は限られているんですが、今後はどういうふうにやられるのか。一つひとつに分けた訓練の内容について、本格的にそれぞれの実際の状況を頭に置くのですが、まさかシミュレーションを2か月も連続して行うわけにはいかない訳で、今後はどう実施していくのか今考えていらっしゃることをお聞きしたいと思います。

事務局
林防災都
市づくり
推進担当
部長 当日の模擬訓練は限られた時間の中で凝縮して行わざるを得なかったのですが、ここに至る過程の中で4ページにもありますように、当然、事前の打ち合わせを行い、参加関係区と連携して被害状況把握の話ですとか、半年位をかけて本部の設定など、実際には半年位前から準備作業に入っていたわけです。訓練日の9月4日はどちらかという、限られた時間の中でセレモニー化しましたが、そういう裏打ちのある中での訓練ということでご理解をお願いしたいと思います。参加者の中からはセレモニー化しないで掘り下げた内容で実施して欲しいというご意見もありましたし、全体を把握することが大事なのでこういった凝縮した訓練も必要という、2つの意見がありました。今後、新たに参加団体を募っていくには全体の流れを把握できる訓練も必要と思っています。

それからさらに、全体の流れが理解できた段階で、一つひとつのプロセスを

掘り下げた訓練も平行して2つの段階で行っていくことが必要であると考えています。

寄本座長 よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

高見沢委員 資料2の3ページが開かれていますので関連して、このことは次回の第3回が都市復興となっていますのでその時で結構ですけれども、シミュレーションの中でどうするのかなど思っているのが、2か月目の都市復興基本計画(骨子案)というものを東京都として決定するとなっています。このとき、被災市街地復興特別措置法における復興推進地域の設定というものがいわば同時並行的に行わなければならない。この時、法の解釈としてどのくらい書き込まなければいけないのか、ということです。書き込めば書き込むほど阪神のときの3月17日問題と同じ轍を踏むし、同じ轍を踏まないようにする必要がある、かといって解釈次第では、あまり緩く書くと後々、実態と懸け離れてしまうことになりかねない。ジレンマが法解釈と実態との両面にあるということで、そのところに興味があるということだけで今日はよろしいんですが、次回にその辺のお話を聞かせていただければと思っています。

寄本座長 それでは次回はよろしくお願いします。はい、どうぞ。

金委員 模擬訓練の復興初動体制の際の震災復興本部ができるところが、非常に関心があります。都の職員の方は非常に広域に住んでいると思います。平日の場合ですと、本庁に職員の方がいらっしゃるのですがすぐにこういった体制がとれると思いますが、休日ですとか、夜間の場合ですと、どういうふうな移動が可能でそのような訓練の項目にあるのかどうか、あるいは移動が行われなくても、さきほどの5ページの最後の行にあるように、情報伝達方法の検討とありますが、意思決定組織の緊急時の情報の確立について、平日でない時の本部の対応についてご紹介いただけることがありますか。

事務局
林防災都
市づくり
推進担当
部長 2ページのチャートをごらんになっていただけると分かり易いのですが、実は発災直後の担当職員の参集という点につきましては、災害対策本部が各区に設置されます。震災復興本部につきましては、今の震災復興本部の設置に関する条例に基づきまして、発災から1週間以内に設置するという事になっていますので、設置にあたって災害対策本部ほどの困難性はないかと思いますが、ただ、ご指摘のとおり、情報については被害状況などをやりとりしますので、今回はファックスを使って行いましたが、ファックスがパンクすることも予想されるので、復興の際でも2週間位はかなり情報手段が混乱することを予想して、いろいろな情報手段を使っていくことが必要だと考えています。

寄本座長 ほかにありますか。それでは次に、本日の議題であります、住宅復興につい

での検討に入りたいと思います。

これにつきましては、事務局からたくさんの資料を用意していただきましたので、説明をお願いしたいと思います。その後に、質疑も含めて委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。

それでは事務局からよろしく願いいたします。

事務局
岡田特命
担当部長

それでは住宅復興のご説明に入ります前に、その前提となります建物等の被害がどのようになるのか、ということにつきまして説明をいたします。すこし順序が逆転いたしますが、参考資料と題します資料が後ろの方についているかと思えます。参考資料1をご覧ください。あわせて、大震災への備えというパンフレットの1ページ目と2ページにも同じものが記載されておりますのでご覧いただきたいと思えます。

被害の想定でございますが、東京都では従来、関東大震災の災害という前提のもとで震災の想定を行ってきたところですが、平成4年に中央防災会議で、南関東地域直下の地震の発生が切迫性を有しているという指摘がございました。これを受けまして、平成6年度から、直下型の地震に対応いたします被害想定調査に着手をしてきたところですが、その直後に兵庫県南部地震が発生いたしまして、非常に大きな被害があったということで、これによりまして、これまでの予防対策あるいは応急対策等の問題点が浮き彫りになったわけでございます。また、被害想定の手法や各種データとの見直しも迫られたということになりました。これを踏まえまして、平成9年8月に、『東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書』という形で公表いたしまして、これに基づいて震災対策を講じているところでございます。

被害の想定でございますが、直下型の地震というプレート境界型の地震という想定で、地下20～30kmの深さで、マグニチュード7.2という規模で想定いたしました。震源地は、区部の直下、多摩の直下、埼玉県境、神奈川県境の4箇所想定しましたが、この中で被害が一番大きい区部直下を前提とした被害想定をこの資料には記載いたしております。そのときどきの気象状況によりまして被害は変わってきますが、冬の平日の午後6時で、風速6m/秒という前提で、風が相当あって火災の延焼の危険が大きいという状況としております。

これによりまして、出火件数が824件、焼失面積が96平方km、焼失棟数は37万8千棟、また、建物の被害ですが、合計で全壊が4万3千棟、半壊が9万9千棟、一部損壊とをあわせまして、36万7千棟という数になります。右側に、阪神・淡路大震災の建物被害が参考に載っていますが、これと比べますと東京の場合は火災による被害が非常に大きいということが特徴になっていると思えます。2ページ目に死者の数が載っていますが、7,159人と想定しております。また、負傷者数は15万8千人となっております。これによりまして避難者数ですが、その前提となります下欄の生活関連の被災・復旧の状況を見ますと、上水道につきましては、区部で応急復旧に31日かかる、電気につ

いては復旧に7日かかる、ガスでは復旧に57日かかる、電話では14日かかる、ということから、これに対応いたしまして、避難をされる方が出てくる。発災後1か月後では、自宅外に避難される方が139万人、そのうち避難所には91万人の方が避難をされる。これを横欄の阪神・淡路大震災のときの数字と比較すると発災後1か月での避難所の数は約21万人ですから、東京の場合はいかに多いかがわかると思います。以上が被害状況の概要でございます。

事務局
菊田住宅
政策担当
部長

住宅局住宅政策担当部長の菊田でございます。住宅復興にかかわります資料につきましてご説明いたします。資料3から資料7までは事前に配付をさせていただいております。それから参考資料の2から4までもお渡ししているところでございます。本日、追加資料として、一部資料の誤りとして資料3の4ページ3と6ページのカラー判の差し替えのほか、参考資料5から参考資料9までを新たに追加いたしましたものでございます。

資料3は、東京の住宅事情と木造の住宅密集地域の状況について現在の状況をまとめたものでございます。1ページは住宅数及び世帯数の推移でございます。5年ごとに統計をとっている住宅統計調査による数値で、下表の一番下の行が1993年（平成5年）の住宅総数で、都内で530万戸、世帯総数では472万世帯となっております。2ページの（3）は所有関係別住宅数では、持家が約40%、借家が55%となっております。全国平均で見ますと、借家が約4割となっております。3ページは（4）で住宅の建築時期、構造、建て方別の住宅数の表でございます。木造と非木造とを比較しますと、木造が50.5%、非木造が49.5%となっており、概ね半々程度の割合となっております。これを建築時期別にみると表のようになっております。（5）は最近の平成10年暦年の構造別新設住宅着工戸数の内訳をみたものです。ここで問題となるのは木造の賃貸アパートでございます。4ページの（6）は追加資料（差し替え分）の方を見ていただきたいんですが、都全体で木賃アパートは72万戸で住宅総数の15.4%を占めております。また、（7）では地域別木造賃貸アパートの割合を区別に見たものでございます。（6）で示した平均15.4%を超えている地域を見てみますと、品川区、大田区、目黒区、杉並区、世田谷区、中野区、新宿区、豊島区、板橋区、練馬区などとなっております。山手線の外側と山の手に多くなっております。5ページですが、（8）木造住宅の密集地域がどのくらいあるのかを示した資料です。木造密集を表すために、木造建物棟数率、老朽木造建物率、世帯密度、不燃領域率の4つの項目を出してあります。次の6ページに早急に整備すべき市街地として地図に示してございます。7ページの（9）に木造住宅密集地域整備事業の概要がございます。8ページは、平成10年度末の木造住宅密集地域整備促進事業と緊急木造住宅密集地域防災対策事業を説明した資料です。

資料4は、生活復興マニュアルに掲載されています住生活再建のプロセスをわかりやすく図示したものでございます。発災から住宅被害について全壊、半壊に分け、一時避難、仮住宅の確保を経て、本格的な住居の確保の概略を示し

たものです。あわせて、住宅相談や生活相談を行っていきます。資料5は、生活復興マニュアルで記載されている、震災発生後から住宅復興計画策定までの流れをまとめたものでございます。一番右側にあります課題は、生活復興マニュアルに載っています、今後、整理して行くべき事項や事前の準備段階で行うべき事柄を示してございます。資料6は、応急住宅対策の抜粋でございます。左側が応急仮設住宅の供給に関します目的、設置戸数など概要が載っております。右側の東京都地域防災計画の被害状況と併せて、約35万世帯が避難所生活を送る場合は、災害救助法の規定から流身世帯の3割以内について応急仮設住宅の建設が可能であることから、約10万5千戸分の応急仮設住宅が必要とされることとなります。建設用地については裏面の2ページに住宅局が毎年1回、各区市町村に対し、応急仮設住宅建設予定の確保状況を調査した結果がございまして、平成10年12月現在の確保状況としては、約1,071 haでございます。

前ページに戻っていただいて、建設可能戸数は、この建設用地を1戸当たり用地の80㎡で割ると約13万戸の建設が可能です。建設工事については、東京建設業協会及びプレハブ建築協会と、都が協定を締結いたしまして、仮設住宅供給能力について報告を求めています。平成10年9月の関東ブロックの供給能力は3か月以内で73,000戸、5か月以内では131,000戸と想定されています。資料7は、生活復興マニュアルの住宅復興計画の内容をイメージとして抜き書きして、整理をして組み立てたものでございます。実際には、住宅復興計画策定委員会のようなものを作ってそこで議論して作り上げていくことになろうかと考えています。

参考資料として、災害救助法のしくみや公営住宅における災害の場合の特例、東京都地域防災計画震災編の応急住宅対策の抜粋のほか、本日お配りした参考資料としては、主に阪神・淡路大震災の住宅復興に関しますものを取りまとめ付け加えたものでございます。参考資料5は、住宅被害から住宅確保までの流れと被災戸数等の把握できた数値の説明資料です。参考資料6は、住宅復興の事業体系をまとめたもの。参考資料の7は住宅復興に関する資料として、応急仮設住宅の建設戸数、その入居状況、一時提供住宅の供給状況、ひょうご住宅復興3カ年計画における供給計画、進捗状況のほか、被災マンションの棟数とその復興状況の資料として加えました。参考資料8は、阪神・淡路大震災復興基金を活用した主に住宅関連の各種特例措置を紹介したもの、参考資料9は参照法令集です。以上で資料の説明を終わります。

寄本座長

はい、どうも盛りだくさんの資料に基づきましてご説明いただき、ありがとうございました。これからは時間一杯、各委員からのご質問、ご意見を受けたいと思います。高見沢委員、どうぞ。

高見沢委員

私は住宅が専門なものですから、細かな技術的なものになってしまうかもしれませんが、質問したいと思います。資料7をみていただくとちょうどいいん

ですが、この1ページ目にかなり重要なことが網羅されていると思います。しかも、阪神のときの経験を学んでそこでの知見が反映されていて心強く感じました。しかし、2つの側面から、もうちょっと検討されてもよろしいかと思う点があります。一つは災害救助法の第23条の点ですが、法律の運用解釈の問題なんだと思いますが、非常に細かなことのものであって、ある程度、前もって都としての方針なりを事前に出しておかないとだろうと思います。いざ、ことが起きてみれば厚生省とやり合っただけというのではだめで、例えてどういうことかと言えば、第2章の5行目ぐらいに一時提供住宅を積極的に活用してみようということです。これは反省としてとても大事なことなんです。これに民間住宅の借り上げなんかも含まれるという解釈なのか、どうなのかという点です。今日お答えいただかなくて結構です。

それから、もう一つ、可能な限り従前の居住地の近接した場所とするということなんです。これも大事なことだと思います。ご承知のように阪神・淡路大震災はやむを得ない事情があったのでしょうが、仮設住宅が山際の方へ段々と寄せられていってしまった。これが実現するためには、先ほど各區で調査されたということも大事なことです。その中に、民有地の利用の概念が含まれるのかどうか、そうすると企業のグラウンドとか適地も変わってくる。阪神・淡路の場合は、結局それができなかった。もし民有地を借り上げると、前もって、細かい話になりますが、賃貸契約はどうするのか、3年後たったらほんとに地主さんへ戻るのかどうかも決めなければならない。

兵庫県の芦屋市での1つの例ですが、テニスコートを所有する地主さんから仮設住宅の建設予定地のために行政に提供するという申し出があったが、結局、行政は民有地は借りない方針でとおした。

さらに言えば、ご自分で仮設住宅をつくってしまったという人がいた場合、補助金が出るのかどうかという問題、また、公共的な仮設住宅は1年間200万円から250万円と言われていて、しかし実際には3～4年間位もって値段が300万円位になってくるだろう。それでは、自分の敷地に300万円の家をつくったらどうかという意見も一方である。それを許していいののかという難しい議論がある。そういうことを考えていくと、住民と仮設住宅の時期をどう乗り越えていくのか、いろいろ考え方を決めておかなければいけない事柄がいろいろあると思います。

それからもう一つの側面は、被災住宅を吸収してがれきの大発生防止の観点から、可能な限りこれで対応するというが、これも今回の教訓として言われている。けども、ほんとに住宅の応急修理システムという考え方は今回からとり入れたものであるが、現実起こそうとすると非常に難しいことで、業者もいない、調査を行う人もいない。かといって、行政だけでは到底実現できない。そのような場合には、職能団体、NPO、建築士会なども含めてそちらに依存しないと無理なので、協力していく必要があるが、こういった社会的合意は、日頃からの連携協力関係の中から培われていくものであるから、日頃の関係を作っておく必要があるということです。

寄本座長 はい、ありがとうございました。今のご意見について事務局から何かございましたらどうぞお願いいたします。

事務局 菊田住宅政策担当部長 ただいまのご意見に関しては難しい問題でございます、生活復興マニュアルに記してある中では、お話のありました一時提供住宅や二次的住宅の件も含めて検討課題だと思っております。その点をどうするのかといったことについては検討が進んでいない。また、土地を民間からお借りするような場合も有償で行うかなど、あらかじめ都の方針を決めておかないといけないので鋭意検討していく必要があります。

寄本座長 どなたか他にご意見をお願いいたします。

重川委員 話を元に戻して申し訳ないのですが、今日の住宅復興について資料を見させていただいたのですが、まずこの東京都の震災復興検討会議が生活復興マニュアルあるいは都市復興マニュアルが作られた後、地震が起きているわけでもないこの平常時にどのような役割を果たすのかということが、委員のみなさんも共通意識を持っていないと思うのです。その中で、資料8で、今回は住宅復興について、次は都市復興について、その次はくらしと産業について、というふうに一つひとつテーマをあげて検討するといっても、まず、今日を例にとりましても、一体そこでどういうことを議論して、それをどういうふうに皆様の仕事に役立てていただけるのかというのが私自身イメージがつかめていないので、その辺のご説明をしていただければありがたいのです。

それと、私自身は生活復興マニュアルの策定にかかわらせていただいて、今やらなければいけない一番重要なことというのは、こういうものを行政の中でごく限られた方たちの中でしか利用されていない。ましてや一般の住民の方達の中に、こういう意識なり、こういうものがそもそもあるということすらまずほとんどの人が知らないと思います。ただ両方のマニュアルで言われているように、いざ起こったときに被災者の自立再建を一番うまく引き出すためには、一人ひとりの住民がそういう覚悟を持っていなければいけないし、それはいざという時よりは日常的にそういう気持ちの芽を持ってくれるようなことを根気強くやっていかなければいけない。それがあって初めてこのマニュアルが実際にここに書かれてれている目的のように、動いて行くんだろーと思っております。そう考えると、我々が今やっておかなければいけないのは、いろいろな機会を通じて、みんなに知っておいてもらう、みんなに理解しておいてもらうという、その役割をそれぞれの立場で果たしていくことが、この検討会議での平常時の目的かなと思っております。そのあたりが今後の会議としてどう考えていくべきか、あるいは我々はどういうふうに認識していればいいのかを教えてください。

寄本座長

よろしいですか。はい、では事務局の方でお願いします。

事務局
岡田特命
担当部長

ただいまご指摘いただきましたこの検討会議の進め方あるいは今後の段取りともからんでくるのですが、資料8は実は最後にご説明するという予定でいましたので説明をしていなかったのです。前回の検討会議でも議論になりましたように、この検討会議の役割は、どういう風に考えていくのかということがまずあるわけですが、ご承知のとおり、検討会議の発足に先立ちまして、生活復興マニュアルと都市復興マニュアルは既に出来上がっておりまして、このマニュアルの策定自体は行政内部の検討ということで、先生方のご意見等も参考とさせていただきながら策定したものでございます。このマニュアル自体は、行政の中での検討という形でございますので、都民の中でコンセンサスを得たというものにはなっておりません。それから、先ほどの住宅に関するご説明にもありますように、まだまだこのマニュアルで書いてある中身でも具体化していかねばならない問題が多々あるわけでございます。しかも具体化していく中身自体が、例えば、公共団体の役割をどのようにしていくのか、あるいは民間や被災者の皆様方の自力での復興の取組をどの様に取り込んでいくのかということが、まだまだこれから検討していかねばならない訳でございます。そういう肉付けをしていくべき課題がたくさんあるわけで、そういう意味で私どもといたしましては、一つはマニュアルの中で、復興への進め方に対する基本的な考え方というものを、行政の中でやったものをこれでいいのかということを実施の中でご議論いただいて、それでいいのかどうかをご検討いただきたい。そして、先ほど申し上げましたように、まだまだ宿題となっております項目がたくさんあるわけですし、具体化していかねばならない課題が多くあるわけでございますので、そういった検討を理念との検討ともからませながら、ご意見をたまわっていきたいと考えます。そういったご検討の中で、検証されました基本的な理念なり、復興の進め方、具体的な施策といったものを、都民に十分これから提供し都民の中でご議論をいただき、言ってみれば血肉化していくことが、多いにこの検討会議に期待しているところでございます。そういうこともございまして、後ほどご説明いたしますが、今後の進め方といたしまして、これから第3回、第4回位までの案を出させていただいた訳でございます。できるだけこれまでの約1年間に検討してきた中身があるわけですので、そういうものもできるだけ各項目の中では、検討会議でもご説明していきたいと考えております。

それから、住宅、都市、くらし、産業という項目を立てておりますけれども、こういった枠に収まらない課題というものも平行して検討しているものもあるわけございまして、そういった項目も、ある程度ご説明できる段階になり次第、この会議にご説明してまいりまして、そのご意見も踏まえながら今後の施策に結びつけていきたいと考えている次第でございます。

寄本座長

よろしいですか。東京都及び特別区という行政サイドの復興について、施策

へ対応していく上でこれによろしいのかというようなことについてご意見をいただくということでございます。そういう意味では、都民レベルでは行政の独自の対応策だけでいいのかといった、行政サイドだけでいいのかという意見もあろうかと思えます。ですから我々からすればイメージがわきにくいという面はあるように感じます。

次のご意見があればどうぞ。

高橋委員

2点について、1点は、住宅の今後の考え方についてご説明を聞かせていただいたのですが、一つの災害の機会の想定に基づいて、どの位の戸数を準備しなければいけないか、そのためにはどのくらいのスペースが必要か、どういった手順で行っていくかはよくわかったんですが、災害そのものがどういう風にかかるかわからない。例えば、半分位の規模で済めば答えは簡単ですが、規模が大きくなるかもしれない、また場所が違うかもしれない。その時はただ数字を替えて計画を見直せばいいということではなくて、ここで考えられるのはポリシーではとても復興とかそういうことが出来ない事態が想定され、状況の変化に応じてどう対応するかという局面のお話があまり出てこなかった。そういう意味で、生活復興マニュアルと都市復興マニュアルの考え方が違うのではないかとふと思ったりしたんです。私は都市復興マニュアルの策定に関与してきましたが、この中で被害の状況がどうなるのかわからない。その時にそういう状況にあわせてその事態に最もふさわしい計画をできるだけ速やかに立てて、住民のご意見を見ながら進めて行こうという考え方、シミュレーションだとか、そういうことが非常に重要だということになっている。が、生活復興マニュアルをみますと、どちらかというスタティック（静的）な、もちろん状況を調べてから対応するんでしょうが、状況の変化に対してそれぞれのポリシーがどう変わるべきかという視点がちょっと見えない。このように、2つのマニュアルが違うのではないかという点と住宅復興というのは、状況の変化に対応する側面が必要ではないかということが一番目の質問です。

2番目は、細かい点ですが、資料6のところスペースの問題が出てきたんですが、それぞれの区と毎年調整しているということなんですが、こういうスペースは、住宅だけではなくて、がれき処理とか、いろいろなところに使われるのではないかと思うのです。そうすると、出負けみたいなことの話があるのですが、一方的に、住宅は住宅で土地をリストアップしていた、がれき処理はがれき処理でリストアップしていた、他の事業は事業のところ考えていた。そうすると、考えていた土地が皆同じ土地だったということになりかねないのではないかと恐れているんですが、その辺の話はどうなっているのかということ、こういう土地はその土地の所有者とのどういう話になっているのかというのが2番目の質問です。

寄本座長

はいご質問です。よろしいですか。

事務局
岡田特命
担当部長

1点目ですけれども、生活復興マニュアルにつきましては、状況の変化に応じて対応できるようなマニュアルのあり方を考えるべきではないかというご指摘だと思いますが、確かにご指摘のありましたようにこのマニュアルにつきましては、実は生活復興という非常に幅の広い取組の中で、それぞれの所管局がまず何を考えて、どういう段取りで行って行くべきかということを一覧アップしながら課題を明らかにしていくということに役立っております。そういう意味でご指摘のように状況の変化に応じた対応といったものが必ずしもこのマニュアルの中で書かれていないという面はあろうかと思っております。特に項目別に担当部局とその取り組むべき課題というのを列記している訳でございますが、行政の担当部局がぱっと見て自分の役割がこうなんだということを確認するというのを、まず第一義的に作られているということをご理解いただきたいと思います。そうした中で確かにご指摘がございましたように、じゃあ具体的な状況を踏まえてどうするんだ、そういう対応になっているのか、ということでございますが非常に重要なご指摘だと思います。これにつきましては、実は今後の課題だと思っておりますが、私どもとしては、シミュレーションを先ほどご説明しましたが、都市復興あるいは今後住宅復興という形で行っていくというお話をいたしました、さらに生活復興全般につきましてもシミュレーションという形で関連していく必要があるのではないかと考えております。そうした場合には、例えば、どこの地域でこれほどの被害があった時には生活復興全般としてどういう段取りでどういう取り組みをしていくのかということ、やはり具体的な被災状況を設定した上で検討していくという取り組みを考えております。防災訓練ということだと1日だけの取り組みをどういう形で作るのかということになりますが、シミュレーションではむしろ具体的な状況を踏まえて、生活復興全体としての課題の洗い出しなり、対応する施策の洗い出し、それから優先順位をどう考えていくかというあたりを取り組んでいくという中で、今後ご指摘のあったことに対応していけるのではないかと考えます。そういう意味で今後の課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

それから、がれきの処理についてのご指摘があったわけですが、実は生活復興マニュアルの中でも、がれきの処理は非常に重要な課題と書いてありまして、それと必要な土地の確保も一つの大きな課題になっております。この課題につきましては、必要な部局がそれぞれに行ったというのでは実効が期待できない訳でございますが、がれきの処理につきましては、総合的な対策本部を作ることになってありまして、さらに、前段階での用地の確保についても、総合的な洗い出しの組織といったものを作りまして、平時から準備していくというふうにマニュアルでも指摘されております。この取り組みは更に具体化していくということで進めてまいりたいと思っております。

高橋委員

ということは、用地のすべてが住宅用に使えるということではないのですね。

事務局

これは各区のご協力等も得ながら総合的な洗い出しをしていく必要があると

岡田特命
担当部長 と思いますが、区においては精進して行っているところがあれば、
まだまだそこまで手が回らないといったところもあるのが実際でございまして、全体として準備を進めていく中で整理していく必要があると考えます。

それから、民有地の確保について、どういう取り組みをするかということもマニュアルの重要な課題としてあげられているわけございまして、これも検討を進めてまいりたいと思います。

事務局
菊田住宅
政策担当
部長 先ほどお話した復興住宅用の用地の件で、わたしも住宅局としても他の部
局とも災害対策用の用途のために確保されている用地について、調整を図って
いく必要があると考えています。その調整をやりましょうということになって
います。さきほどの林部長からのご説明のなかにありました、仮設市街地も含
めて一緒に検討していきたいと考えております。

寄本座長 はい、それでは次のご意見をどうぞ。

園田委員 2つほどあるんですが、まず1つは資料にもあるんですが応急対策住宅の資
料を拝見して思ったことなんですが、阪神大震災の経験というものを踏まえる
と仮設住宅というものが、最初の頃はいわゆる平屋で一所帯一戸建てという形
式のもが考えられていたようです。途中から、地域型仮設住宅という形で共
同型の仮設住宅で、特に高齢者ですとか障害を持った方で单身の方、あるいは
ご夫婦で高齢の場合、一戸ずつが独立してプライバシーを守れるということも
必要なんですが、それを上回って共同で助け合うということがすごく効果を発
揮したということがずいぶん指摘されています。しかも、その作り方をみると
具体的に言いますと神戸市の地域型仮設住宅はその住宅の作り方としてはいわ
ゆるワンルームマンション的なものにしてしまっとうまくいかなかったのです
が、例えば芦屋市の場合には、居室のプライバシーは守れているが、浴室だ
とか食堂だとか台所をかなり共同化したことが後々に良くて、それが災害復興の
公営住宅の中でも高齢者の方とか障害者の方の場合だと、相互扶助的な要素を
含んだ新しい居住形式に発展していったという経緯があるんです。そういう
ことを考える場合、建設方法とか規模のところではいろいろなスペック（仕様）を
出しているんですが、もうちょっとそういうものの多様性を、災害の起こり方
によっても違うとは思いますが、その辺のいろいろなメニュー出しというもの
を多様性しておく必要があると思ったのが1点です。

同じように考えていくとなにも仮設住宅ではなくて、例えば一戸の家を、最
近、福祉のほうでは、グループホームとかグループリビングとか言うような数
人の人達が擬似家族的に住むというようなことが考えられているわけで、それ
であれば、一戸の住宅を借り上げるなりして対応していくというような方法も
考えられると思います。その辺についてどうお考えになるのかということと、
それに関連して都と区のお話があったのですが、なかなかその辺で難しいのは、
例えば区とか市とかの独自性というものがどのくらい許容して考えられるの

か、都でガイドライン的なものを作ると、この市ではこの位にしたいという場合にうまくできるのかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、これは資料7「住宅復興計画のイメージ」の2枚目、第3章主要な施策のところ、原則は自力再建であるというふうなうたってありまして、これはなるほどもっともだと思っておりますが、震災が起こった時に一番怖いと思うのは、いわゆる持家層で通常の住宅政策の上では要援助層ではない高齢者層が震災が起きた場合に、さきほど老朽化住宅のご報告がございましたが、持家でも一気に住宅資産と自分の雨露をしのぐセンターを失ってしまうことになってしまって、要援助層に陥ってしまう。あるいは、土地の資産は持っているけれども、ローンを組んで再建する筋道がないという可能性のある世帯が随分でてくると思うのです。それが木造密集地域などでは借家人ではなく、大家さんでも起きると思います。その点について、今、リバースモーゲージというような高齢者の場合に資産を逆運用するような形で居住を安定化させるという、福祉や住宅両方で検討されていると思うんですが、特に震災が起きた場合には資料7にもあるように、定期借地権型の被災マンションであるとか、従来の所有権とか賃借権とかではない新しい権利形態を使った災害型リバースモーゲージというような検討もしておく必要もあるのではないかと思います。以上、2点を意見と質問のミックスのようになってしまいましたが申し上げます。

寄本座長 はい、それでは簡単にお願ひできますか。むしろご意見として承っておきます。

事務局 応急仮設住宅についてはいろいろな形態のものもあるでありましようし、その募集の仕方も問題などもありまして、それらを重々承知のうえで、やはり時間との調整、コストとの調整が勝負になってくるだろうと思います。持家の建て替え、分譲マンションの建て替え、リバースモーゲージ、グループホームなどのほかに、公営住宅法の改正などを踏まえ、多様化の仕組みについては今後更に検討が必要と考えています。

寄本座長 はい、残念ながら時間もだいぶ厳しくなってきましたので、これからはどちらかというにご意見をいただきたいと思います。どなたでも結構ですからお願いいたします。

金 委員 資料7を見まして外国人の立場から意見を述べさせていただきますが、外国人全体で見ますと、現在、賃貸住宅に住んでいる割合が非常に多いと思います。私自身もそうなんですが、非常事態ではなくて通常の状況でも外国人は大変苦勞している。賃貸で貸してくれるアパートを見つけること自体も苦勞しています。私も4年前に外国から日本に戻って来たときに、アパートを探すときに2か所当たりでしたが、収入証明の提出や職場からの保証を出したにもかかわらず2か所とも断られた経験があります。外国人と言ってもかなり多様化して

いまして、特に最近の特徴というのはニューカマーといわれまして、日本語がまだよくわからないという外国人が増えている。そういう状況を考える場合に、一つは外国人は地震が起きたときに、賃貸アパートで仮設の公的な住宅へのサポートをまずえることができないとまことにどうすればいいかという、大変な困難を強いられると思うんですね。その後の自力復興という住宅に関連して、次のページに移行するときにはまた絶対的な住宅の量が不足して売手市場と思うんですが、そういう状況で住むところを考えると、災害時には住むところは更に困難になってくると思うんです。ですから、一つ是非具体的なことをすぐ考えておいていただきたいと思います。

それからあと、多くの外国人が日本に来て初めて地震を経験したという人が多いんです。実際にブラジルの人から聞いた話なんですが、震度4の地震が起きたときに池に飛びこんだらしいんですね。要するに、水の中なら地震が来ても揺れないという発想らしいんです。大変多くの外国人が日本での地震に際してパニックを起こして、また言葉の問題で、どうすればいいのか、日本の方とは認識、理解に大きな違いがあると思います。そこら辺も通常の情報提供、啓蒙活動というものは重要であると思いますし、実際に地震が起きたときに外国人に対して情報提供、相談窓口も考えて欲しいと思います。

寄本座長

はい、ありがとうございました。どうぞ、林委員。

林 委員

この会をどう考えるかといういろいろなあると思うんですが、いってみれば住宅再建についてできることをリストアップしていただいたので、そうではない形があり得ないかという観点から幾つか述べますが、やはり、仮設住宅をたくさん作りましょうと聞こえるんですが、さっきのご説明を聞いておりましたら、東京には空家が53万戸あるというデータをみせていただきまして、その53万戸というのはすごいリソース（資源）ではないかと思います。先ほどの被害想定の説明で、直下の地震で38万戸焼けて14万戸が全半壊するとありましたが、53万戸のうち2割位が壊れたとしても、40万戸位の空家のストックがある。これを生かす手はないかと思います。一時入居というのは基本的には公営住宅に入れるということだと思いますが、53万戸という空家はこれからも増えていくと思うので、そこを東京都はうまく復興計画の中に組み込んでいくというのが、東京がせっかく有している資産を有効に生かすということで考えてみてもいいのではないかと思います。

それから阪神で出来なかったことで東京でやってみたらと思うのが、どうせ仮設住宅をつくるなら、その場に作れないかというふうにも思うのです。別の場所に団地型を作るということにこだわる必要はないんじゃないか。むしろその場に比較的10年でも20年でも住めるものを作ってしまってもいいんじゃないか。どこかの県みたいに発注して基礎を作るようなことまで真剣に考えるような法律に沿わなくてもいいのではないかという気もするので、同じ建てるなら阪神と違う建て方が出来ないか。そのためにはということになるんですが、

今日聞いている中でいいと思うのは、新たなまちづくりの展開という冊子がありますが、これが私は住宅の対策だと思います。

地震が次が何時くるかわかりませんが、私自身は2035年くらいだと思っていますから、あと30年くらいあるだろうと思っていますが、そうすると時間があるので東京の今のウィークポイントである山の手線と環状7号線の間をどういい街にしていくかということにかかると思うのですが、それがこの方策だと思うのです。ということは、これをできるだけ今からどんどん推進する。これはどちらかというと、インセンティブ（奨励策）オンリーで行っていますが、いざとなるとペナルティまで含めて、本当に住みよい街とは一人ひとりのエゴでできるものではないので、東京が全体のウェルフェア（幸福）というか、いいことを考えて、ある意味でペナルティまでを含めて街づくりが進んでいくようなことももしできたなら、それがこの30年ぐらいの間にかなり日常化していたとすると、震災が起こった後の復興もかなりスムーズになるかなと思います。普段行っていないことを災害が起こったときに出来るかということ、さきほどのスペースの取り合いの問題にしてもそれは絶対に無理で、いま調整がつかないものは直後につくわけがない。いま行えることがやはり災害後にできるものだとすると、そういう意味では、このまちづくりはポジティブ（積極的）ないい政策だと思います。これをどうやったらもっとパワフルにこれから30年の間に展開できるか。うまく30年ぐらいの間に震災が起きなくて環状7号線道路までクリアにしてしまえば、被害も減るのではないかと思います。これが3点目の意見です。

それから4点目は、いざとなったら東京の用地はもう西にしかないのだと思います。それこそどこかの基地を返還するという公約を掲げた人がいますが、あの辺に巨大副々都心のようなものを発想してもいいのではないかという気もするんです。基本的には東京というのは、百何年かに一度は地震に見舞われる宿命のまちであるわけで、小手先で作り替えるというよりは、長い眼で見たときの質の向上へ向けて、逆に言えば山の手線の内側がこんなによくなっていると驚くぐらいデータをみるとすごいと思うんですが、そういう長期的なパースペクティブ（見通し）の中で、21世紀の前半位にイベントがあるんだというくらいの乗り切り方をしていただきたいなと思います。5つ目は、苦言ですが住宅復興だけを考えるのはまずいと思います。私ども、阪神大震災の後、住宅供給側とずいぶん喧嘩をいたしました。それはなぜかということ、住宅復興するということは、非常にはっきりとゴールも設けられますし成果も出る訳ですが、それが即、住まいの復興になるのかということです。住まいとしてみていく場合に、どういう形で被災した方々に住まいを提供できるか、住まいの必要性というのは、被災が起こった時からクリアするまでです。どういう形で住まいを提供するのかという方針をむしろ復興マニュアルでは書いてある。そういう意味では、方針というのはどんな場合でも動いてはいけない。状況に応じて対応は変わりますが、方針ですから動かさない。方針がなかったというのが阪神大震災の大きな問題点だったと思うので、方針は簡単でもいいから最初からクリ

アにして動かさない。対応は状況に応じてできるだけ流動的にして、受益者にメリットを増やすような方針でできないかという気がいたします。住宅というのは施策になりますが、住まいの再建を目指していくということをコアに置いていただきたいと思います。

寄本座長 はい。ありがとうございました。ほかにいかがですか。浦野委員、どうぞ。

浦野委員 先ほど都の方から言われたことに至るんですが、どうも委員の先生方の意見と、東京都の施策の定義の仕方との間にやはり齟齬があるなという印象があります。それをどういう形で埋められるんだろうかということずっと考えていました。おそらく一つのことが足りないのかな、そういうプロセスが足りないのかなという気がしたんです。それは、全体的な印象からいうと、多分そこから言った方が分かり易いと思うので言いますが、都全体としては仕方がないことなんですが、やはりマス（集団）として全体の数字を捉えている。そして、部局毎の、とって語弊があれば、機能毎に分担させて、施策を進めていこうとしている。部局で完結できるところから対策を取っている。例えば、地域の復興は、住宅、くらし、都市、産業など全て一緒であるはずなんで、その中で何をポイントに置いて進めていくかということなんです。その時、産業復興、地域産業の復興が重要だということもある。産業の被害が重大な地域では時間をかけて張り付いた対策でなければならない。ファンクション（機能）思考だけでは、これから先は進めていけない。地域ブロックごとの地域の生活像というものを加味していけば、ニューカマー（新参者）の産業等が具体的にイメージできて、何が大事で必要か、不安定さを解消するための施策が見えて、優先順位が決まってくる。ファンクションにばらしても決まらない。地域よりももう少し広いブロックで土地需要等をクロスさせてみると、木造住宅の密集地域、住工混合地域とか、いろんな形で言われていますが、その地域のイメージは合っている。そういうことを、例えば高層マンションが集積している地域だとかあるいは商業集積地域だとか、あるいは郊外の住宅地域だとか、そういう形でカテゴライズ（分類）することによって、幾分、問題が捉えやすくなってくるんじゃないか。個々の進め方に関しても、確かに、住宅復興、都市復興、くらし復興、産業復興と、一通りやっていくのは結構なんです、その上である特定の地域を想定した、地域カテゴリーを想定したシミュレーションをやってみる必要がある。そここのところに具体的に流し込めるような材料をどれだけ用意できるのかというのが、このいままでの都のほうでやってこられた施策がどう活かせるのかという、その話になるのではないかと思います。ですから、是非一連の流れとしてやっていただいて結構かと思えますけれども、その射程距離に地域を想定した、ある程度の地域のブロックを想定したシミュレーションが可能となるような数値を集めていただいて、そして検討できるような素材を多く用意していただけると有り難いなと思います。

寄本座長

ありがとうございました。時間が既に8時になっておりますけれども、せっかくの機会ですから、どなたでもご遠慮なく発言いただきたいと思います。はい、どうぞ。

中林副座長

いろいろな方からいろいろなご意見が出てしまったんですが、2つほど確認というか、申しておきたいと思います。

1つは、都民向けのマニュアルということが前回も話が出ていますが、自力復興が前提になるということだと、都民にどういう住まいの自力復興があるのかということ強く情報が発信されたうえで、行政が何をやるのかというのが筋ですから、次の地震までどのくらい時間があるのかわかりませんが、今日のお話は後半の話ということですので、前半の方をどうしていくのかということも少し考えていく必要があると思います。これは、都市も住まいも生活も同じだと思います。そのうえで今日のお話を伺っておりますと、一応、計画の体系というものが資料の7で出されていますが、何人かの委員の方からご指摘があったように、なんとなく阪神に引っ張られているというところがあって、それは良いことでもあり、悪いことでもあると思うんです。それはもっと言うと、一つ端的に言うと、今日の資料7は都の計画のイメージであって、区、市というのはどういうふうに住宅の復興について関わるんだらうかという点です。これだけでいってしまうと、住宅復興は都が全部やりますというイメージに取ってしまう。区、市の役割は何なんだらうかということをおもいました。つまり、役割分担です。浦野委員からのお話のようなことが、区、市の現場が多分直面する課題だと思うんです。区、市では被災地と直面して対応していくわけですから、その中で、住宅の復興、まちの復興というものに対して、区、市は避けられないということになる。ですから、そういう視点で、この都の計画に基づいて現場で何をしていくかということも同時に計画づくりを考えていく必要があるというのが1点です。そのヒントというのが、何人の先生からもありましたが、木造密集地域の防災まちづくりというのが正に区と都が連携して進めていて、しかも住まいの供給とまちづくりを同時にやっているわけですから、基本的には木造密集整備として防災まちづくりでやっているやり方がそのまま枠組みとして復興まちづくりに使われてこないと嘘だと思えます。被害地が焼け出されて市街地がなくなったら、全然別の体系で別の発想で計画があちこちから来るとするのはやはりおかしいんで、せっかく防災まちづくりをやってきているわけだから、その枠組みの中から新しい復興まちづくりをどうレールに乗せていくかということが、役割分担という重要な課題というのが1点です。

そうすると2点目ですが、自ずと地域というか土地の配分の問題が出てきて、全体で何万戸作ります、3年間で緊急整備何万戸という話も大事なんです、どういう場所に何をどれくらい作っていくかという視点ということがやはり不可欠になる。ですから、都の住宅復興計画でもどこが被災地になるかわからないで書きにくいのですが、地域配分あるいはまちに何を復興させるかという視点を非常に大事にしていく必要があると思います。

それからもう1点あるんですが、阪神と違うというのも、実際に災害が起これてみないとわからないのですが、最初にご説明のあった被害想定を見ますと、阪神と最も違うのは大がかりな復興というのは焼けた時なんですね。全壊、半壊の数というのは、阪神の半分あるいはそれ以下なんです。そうすると、揺れによる被害を調査して全壊か半壊かを1週間判定するのは大変なんですけど、申し訳ないですが焼けてしまうと判定の必要がないんです。しかも地域が歴然と決まってしまう。その時にクリアランス(除去)というのは、ほんとにがれき、ごみを処理するだけで大きな空き地ができて、神戸のようなぽつん、ぽつんと家が残って被災地が広がっているような状況で復興を考えることはない。そうすると異なる仮設の考え方があり得ると思います。ですから、神戸の場合と違って東京の場合は、それも考えながら焼失被害地といいますか、焼けた跡の被害地復興をどうするのかという視点も大事なんだろうと思いました。

寄本座長 はい、ありがとうございます。他にありますか。はいどうぞ。

村松委員 わたしは以前に担当していましたNHKの「こんにちは1都6県」という番組の中で、防災シリーズで取材して放送したんですが、命を守るまちづくりというテーマで東京の国分寺市が様々な取り組みをしています。中でも高木町というところが自治会が音頭をとって、何十年も私たちのまちを私たちが守ろうということで取り組みを行っています。例えば、安全マップというものを作りまして高木町の中で、例えばここに広場があるから何かあったら避難できます、ここにはブロック塀があるからいざというときには避難路としては使えないかもしれないというように、ほんとに細かい情報を盛り込んだ地図を住民の手で作った例があります。さらに、ブロック塀は危ないのでなるべくやめて生け垣に変えよう、そのために市から助成金も出ていますといった取り組みを行っており、女性の自治会長さんがインタビューに応じていただいたことがあります。

そのとき、自治会長さんは、私たちが育かれたこの街を子ども、孫たちがここにまた安心して住めるようなそんなまちづくりをしていきたい、その一心でいやな思いもするが、私たちが住んでいるまちを私たちが守っていきたいという強い信念で、防災のまちづくり、命を守るまちづくりを行っている、という内容で放送いたしました。放送エリアは関東地方一円なんですけど、非常にたくさんの反響がありました。例えば、具体的にもっと詳しく教えて欲しい、高木町の自治会長にもっとお話を聞きたい、などかなり関心が高くて、放送終了後も1週間位、番組に対する問い合わせがありました。わたしは、新たなまちづくりの展開を拝見して、具体的な事例をビデオなどで東京都が作製して、公の公民館、区役所、市役所などへ配って、もっと都民の方やいろんな方達がそれを自由に見られるような機会を作って欲しいと思いました。やはり、実例で映像で見ると文章で読むよりは大きな効果を得られると思いますので、そうしますと都民一人ひとりの方達も自分自身のこととして、もっと防災のまちづくりを真剣に考えると思うので、手軽に見られるものを作っただけならと思

います。

寄本座長

はい、ありがとうございます。ほかに、発言される方がおられましたらどうぞ。ないようでしたら、事務局から次回のスケジュールなどこれからの進め方についてお話いただきたいと思います。

事務局
岡田特命
担当部長

資料8をご覧いただきたいと思います。今回、平成10年度の2回目の会議ということで、住宅復興についてご説明申し上げ、ご議論いただいたところですが、11年度は2回ほど開催したいと考えております。時期は、10月頃の秋の時期と、それから12年の1月を考えております。テーマでございますが、資料にありますように、第3回が都市復興について、第4回はくらし復興・産業復興についてということですが、本日のご指摘も踏まえまして、できるだけ具体的なご議論をいただけるように地域の状況等もできるだけ踏まえた具体的な説明を申し上げたいと考えております。また、その他としてございますが、このような各復興の柱の他に別に検討している中身もございますので、その辺はまたご報告、ご説明できるようになり次第、各会議の中で上げさせていただきます。

寄本座長

はい、日程について何かご質問等ありましたらどうぞ。

廣江委員

日程の件ではないんですが、少ない会議ですからどのように進めていくかという点で、各論を一とおり行っていった、各論での重なり調整がある場合は、調整はどこで組織で行うのか、その時の調整に当たってのポリシーは何か、それを最後に行うというふうに理解してよろしいか。

事務局
岡田特命
担当部長

そのようにご理解いただいて結構でございます。

寄本座長

他に、何かございますか。はい、どうぞ。

池上委員

質問ではないんですが、実はいま火災予防審議会の委員をしておりまして、昨日、答申を都に提出いたしました。それでは、浦野委員が言いましたようにいろんな地域を設定して、今もここが弱いとか公開するのはよくないとか言っている場合ではなくて、かなり具体的に地域が出ておりますので、これを参考に検討していったら具体的でわかりやすいのではないかと思います。例えば、墨田区の京島地区とか、いいところでは国分寺市の高木町ですとか、いろんなバランスをとりながら、防火地域とか準防火地域とか指定されているところでも、必ずしも安全ではないということが阪神でよくわかったわけですから、それらも踏まえて今後検討していただけたらと思います。

寄本座長 はい、ありがとうございました。どうぞ。

田代委員 模擬訓練について、次回のこの会議は10月ということですので模擬訓練が終わった後ですから、是非、図面を作ったりということも訓練の中に入っているということなので、どういうことを具体的に訓練の中で行ったというようなことも次回ご報告いただければと思います。訓練といってもおろそかにできない大事なことだと思しますので。

寄本座長 それでは、そういうことですので事務局の方でよろしくお願いいたします。他にございますか。よろしゅうございますか。次回の具体的な日程につきましてはまた調整していただきたいと思います。今日はこれで終わります。ありがとうございました。